

平成29年6月定例会 総務委員会（付託）

平成29年6月23日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時17分）

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

大田経営戦略部長

理事者におきまして、報告いたすべき事項はございません。

よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山田委員

事前委員会では、時間足らずで皆さんにちょっと御迷惑を掛けたところがあるので、今回はできるだけ時間どおりでいきたいと思います。

あの時に、条例のない基金の問題について聞きました。庄野委員からも、一緒に質問していただきましたけれども、条例のない基金っていうのは、これはどんなに補助金交付要綱や規則があるよといっても、おかしいですよ。

そこで、その県単の今回の基金造成のための補助金は、もともとの原資は、どういうお金が充たっているんですか。

岡本財政課長

山田委員より、文化立県とくしま推進基金の原資に何が充たっているのかということで御質問があったところでございます。当該基金の造成のための補助に充てている原資でございますけれども、こちらにつきましては、宝くじの収益金を原資に、補助をさせていただいたところでございます。

山田委員

宝くじだと、これも従来からずっと答弁されてきたんですけれども、昨日だったかに財政課のほうから査定簿を頂きました。その査定簿を見ると、この基金が繰入金というふう

になってます。私自身の理解が間違っていなかったら、繰入金というのは、基金など具体的にやって、宝くじは諸収入というふうに上げられるのが、普通だと思うんですけども、これはどういう状況なんですか。

岡本財政課長

宝くじの収益金ということで御説明をさせていただいてますけれども、厳密に申し上げますと、まず宝くじの収益金につきましては、芸術・文化の振興に係る事業などに充当することができるというふうに定められているところでございます。宝くじの収益を一旦、徳島県二十一世紀創造基金のほうへ積立てを行いました後、基金造成のための補助金に、歳出予算を組むに当たっては、当該二十一世紀創造基金からの繰入金を充当させていただいたというところでございます。

山田委員

二十一世紀創造基金にと。だから、宝くじが原資だと言われているのは、確かにその一部が入ってます。だけど、この基金、いわゆる条例に基づいた基金から、条例に基づかない基金への移動と、こういうことになりませんか。全てが原資だということにならないでしょう。条例のある基金から、条例のない基金に移ったと、こういう理解でいいんですね。

岡本財政課長

山田委員より、二十一世紀創造基金に充当したというところの考え方を御質問いただいているところでございます。

二十一世紀創造基金につきましては、県勢発展のための施設整備でありますとか、様々な施策に、また目的というものが条例上定められておるところでございまして、その基金を財源に充てるということにつきましては、その二十一世紀創造基金の設置条例に沿った扱い方であるというふうに考えてございます。

また、二十一世紀創造基金の財源というところでも御質問いただいておりますのかなというふうに思っておりますが、宝くじの収益金が多くを占めておるようなところでございまして、それぞれ、当初予算を組むとか、年度末の財政の状況などを見ながら、積戻し等は行わせていただいているところではございますけれども、二十一世紀創造基金の積立財源につきましては、宝くじの収益金が多くを占めているというような状況でございます。

山田委員

ほとんど占めてるよと。また、年度末にはいろいろということですけども、厳密に言ったら、原資やと言うんやったら、諸収入ですよ。

ということで、上がとんやったら分かるけど、繰入れで上がとるっていう点について、やはりこういうふうな予算の使い方も、宝くじが原資と言ったら何となく、公金やけれども税金でないかなというふうに思いがちやけど、違うでしょう。二十一世紀創造基金だったら、正に県の条例に基づいた基金からの移転やないかと私は思います。その面でも、今回の条例に基づかない、文化立県推進のための基金というのは、二重三重にやっぱ

りおかしいというふうに私は思います。

その関係でもう一つ聞いておきたいんですけども、この、とくしま記念オーケストラ、事業費が5年間で13倍超えて、前年度の実績等を参考に積算はしたということですけども、高いという批判が上がっているということで、財政課として、この文化立県とくしま推進会議への県単独補助金の査定は、どういうふうにやられたんですか。

岡本財政課長

一般的な話といたしまして、予算編成をするに当たりましては、まず各部局におきまして、所管する事業など、歳出全般にわたりまして、目的の達成度合いでありますとか、事業の効果、その必要性、また事業実施に必要となる所要額、その財源などにつきまして、検討をした上で必要な見直し等を行い、予算要求をしていただきまして、その後、財政課と各部局の間で事業内容でありますとか、目的、その効果などについてヒアリングを行って、編成をさせていただいておるところでございます。

当該事業費につきましては、担当部局におきまして、前年度の実績でありますとか、同規模の前例等を勘案した要求がなされたところでありまして、財政担当部局におきましても、その額を事業執行に必要と見込まれる予算額というふうに判断をさせていただいたところでございます。

山田委員

見込まれる予算額とみたよ、そして査定したよ、ということですね。

今、一般論で聞きました。具体的にちょっと聞きたいと思います。知事の4期目に当たる2015年度の予算編成方針では、県単独補助金、なかでも継ぎ足し補助金や、いわゆる団体補助金については廃止又は水準の引下げを徹底して行うなど、聖域なき見直しを行う、こういうふうな予算編成方針やったと思うんですけども、間違いはないですか。

岡本財政課長

そういう予算編成方針もあったということは、山田委員お話のとおりかと思います。

山田委員

ところが、この年、知事4期目に当たる2015年度、文化立県とくしま推進会議への県単独補助金、これも継ぎ足し補助金であったり、団体補助金の性格があるんですけども、例年どおり、基金補助金は3,000万円出ました。その上に、今度は事業費補助金6,576万円が計上された。翌2016年度には、基金補助と事業補助を合わせて、3億6,350万円の予算が計上されたというふうに思いますが、間違いはないですか。

岡本財政課長

山田委員よりお話のあった予算の計上額というのは、お話のとおり計上があったというふうに承知をしてございます。

山田委員

二つとも事実やという、そうしたら、先ほどの予算編成方針ですね。聖域なき見直しを行うと言いながら、基金補助金は例年どおり3,000万円、その上に事業費補助金で6,576万円、次のときは3億円を超えて、4億円近いところまで予算計上をしていると。

これのどこが、聖域なき見直しかと、逆に拡充しているやないか。何でこんな特別扱いが、まかり通るのか。予算編成方針と明らかに矛盾しているやないですか。県民の皆さんに分かるように説明してくれますか。

岡本財政課長

予算編成方針と音楽事業などの事業費の増加、その関係について御質問を頂いたところでございます。

予算編成方針につきましては、予算編成に当たっての原則といいますか方針というか、方向性を示すというものでございますけれども、個々個別の事業だったり、そういったところにつきましては、それぞれ個別の事業の必要性でありますとか、事業の効果、またいろいろと、その時々により優先すべきものというのがございますので、そこら辺を総合的に勘案した上で編成をさせていただいているというものでございます。

山田委員

そんな一般論に逃げたらあかん。さっき具体的に2015年度の知事4期目に当たるときの予算編成方針、聖域なき見直しするよというふうに書いてる。また、ほかの部局は、これは嘉見議員の代表質問の時も、その一例も出されましたけれども、非常に厳しい査定をやられていますよね。その中身は別として、厳しく見直しよと言いながら、こちらのほうは、さっき言ったような現状がある。やはり、今の説明では岡本課長、県民の皆さんはとも納得できないと思いますよ。

それで、こういうことは、知事のほうから何らかの指示があったんですか。なかったらこんなことできない。聖域なき見直しなのに、基金補助金をどんどん積んでいます。この点を明確に教えてください。

岡本財政課長

予算編成の過程というところで御質問を頂いたのかというふうに思っております。

繰り返しになりますが、予算を編成するに当たりましては、各部局において所管する事務事業など、歳出全般にわたりまして、目的の達成度合い、事業効果やその必要性、事業実施に必要となる所要額やその財源などについて、検討をしっかりと行っていただいた上で、まず予算要求いただきまして、財政課において各事業ごとに事業実施の必要性や緊急性、事業効果などを踏まえまして、必要な調整を行いながら、予算編成を実施させていただいているところでございます。

山田委員

答弁を繰り返さんと明確に答えてよ。これだけの方針を掲げた、しかし実態はこうやった。ほな効果的な検証があると、効果的な事業やったら、財政課はどういうふうに具体的に、このとくしま記念オーケストラ含む、文化立県とくしま推進会議への県単補助金を増

やしたことについて、具体的な効果も含めて、明確な説明をしていただけますか。一般論はあかんよ。県民の皆さんもみんな関心を持って見てるのだから、何で増やしたのか、方針は聖域なき見直しなのという点について、明確な答弁をお願いします。

岡本財政課長

文化事業が増加をした理由というところで御質問を頂いてございます。

平成30年の「第九」アジア初演100周年に向けた「第九」演奏会のホップ・ステップ・ジャンプということでの開催というところもございまして、また東京オリンピック・パラリンピックということも今、決まっているところでございます。そういったところを契機に、あわ文化の創造発信のための新しい取組を実施しておるところでございますので、そういったところを総合的に判断させていただいて、予算計上をさせていただいているものでございます。

山田委員

もう繰り返しになってます。ちょっと部長，整理していただけますか。

公金を取り仕切るこの部で、さっき言った予算編成方針を出した。しかし事業費は劇的に増えてると。この矛盾はどうやと。一般的に効率で効果的と言われても納得できない。分かりやすくちょっと説明していただけますか。

岡田経営戦略部副部長

ただいま、いわゆる予算の増額というふうなことで、予算編成の過程についての御質問を頂きましたが、正に先ほど財政課長が申しましたように、この、とくしま記念オーケストラにつきましては、県の、非常に文化行政の一つの大きな柱というふうな位置付けをしてございます。

そして、毎年、予算額が増額していったおるじゃないかというふうなお話なんですが、先ほども申したように、ホップ・ステップ・ジャンプというふうなことで、今年度、来年の2月に最終的な集大成を迎える、とくしま記念オーケストラに向けて、より県民の参画を頂く、あるいは全国への発信というようなことで、県としても非常に重要な事業として位置付けてございますので、当然ながら前年度の実績等を踏まえまして事業を精査する中で、必要な予算を付けていったというふうな経緯でございます。

山田委員

知事からの指示は答弁漏れになっとんですけれども、知事からそういう指示があったというふうに理解していいんですね。

岡田経営戦略部副部長

先ほど来、財政課長が答えていますように、あくまで予算の編成におけます、予算要求というのは原課のほうから出されます。そこで、必要経費を、我々としては十分精査しておるというふうなことが全てでありまして、確かに予算編成の過程におきましては、知事査定というような過程は通しますが、あくまで我々は事務的に作業のほうを進めておると

というような状況でございます。

山田委員

事務的に進めているよ、最終的に知事査定が入るよということですね。そういうことで、前へ進んでいきたいと思います。

実は、とくしま記念オーケストラの事業を見ていて、一つ不思議なことがあるんです。お金の出し方なんですけど、文化立県とくしま推進会議と県の両方から支出して、推進会議は負担金、県は助成金あるいは委託金という名目で支出してます。推進会議の負担金も、原資は県からの補助金ですから、1回のとくしま記念オーケストラ事業に対して、県が負担金、助成金、委託金と三つの費目で経費で支出している格好になっている。

これが、非常にとくしま記念オーケストラの全体像を分かりにくくしている。一つの事業に推進会議と県が負担金、助成金、委託金の三つに分けて支出するのは为什么呢。その理由と根拠について、明確な答弁を求めます。

岡本財政課長

負担金、補助金、委託費ということで、様々な名目で予算計上されているというところで、御質問があったということでございます。

まず、委託料につきましては、直接に実施をするよりも、他の者に実施させることのほうが効率的だったりというような理由で委託をするというものが、委託料ということでございます。

負担金につきましては、様々なものがあるというところでございますけれども、特定の事業について、その事業に要する経費の全部又は一部の金額を支出するというようなところでございます。

補助金につきましても、様々な補助金があるというところでございますが、一般的には、特定の事業でありますとか、研究等の育成を助長するための公益上の必要があると認めた場合に、対価なくして支出をするものというものが補助金でございます。

様々な事業がございますので、それぞれの事業の性質などに応じて、それぞれの費目において、計上をさせていただいているというところでございます。

山田委員

一つずつの事業の中で今言ったように、三つ及んでいるんですね。全体像の上で、ほんまに分かりにくいということになります。

次に、この問題で聞きたいのは、丸若議員が言った、今の財務省が自治体等の基金の現在高を問題視して、地方交付税の削減に結び付けようとしているということについては、正に筋違いの議論だとは思いますが。今日、この議論はしません。しかし、基金の在り方、補助金等の交付により公共公益法人等に増設された補助金、いわゆる補助金基金を、見直すという動きが出てます。

具体的に、簡潔で結構ですから、国のほうの補助金基金に対する見直しの動き、岡本課長はアンテナが高いでしょうから、ちょっと教えていただけますか。

岡本財政課長

国のほうの基金事業の見直しの動向といいますか、そういったところで御質問を頂いたところでございます。本会議のほうでも、上村議員より御紹介があったというところかというふうに承知をしてございます。

国のほうにおきましては、リーマンショックの後の経済対策ということで、様々な経済対策を、迅速に効果的にやっていく必要があるということで、様々な外部の組織に基金を造成して、そこから、その基金を活用した事業執行というものがなされたという経緯がございます。また、東日本大震災以降、震災復興というところもございまして、それ以外に、様々な自然エネルギーの導入の促進、そういったところで基金事業は活用されたというところもございまして、また、近年の経済対策というところでも、そういった手法が多用されてきたというところもございまして、非常に基金事業が多岐多様にわたったというような経緯がございました。

その中で、基金によっては、余り実際は使われていないような基金も見受けられたというような指摘も議論も出てきたというところでもございますので、その多岐にわたった基金を、見直しを行うというようなところもございまして、国におきましては、平成26年6月の経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太の方針2014におきまして、独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるために設置した基金については、利点もある一方、執行管理の困難さも指摘をされますことから、財政規律の観点からの抑制、基金の執行状況の公表、資金見込みの低い基金についての返納などの記述がなされるなど、様々な議論があったというふうに認識をしておるところでございます。

山田委員

今そういうように言われました。さらに、2015年度は財務省のほうでも、この補助金基金については、三つに限定するという方向まで出された。現に抑制方向なんです。

だから、基本的にこの基金についての在り方は、もちろん県民環境部のほうが主体ですよ。しかし、基金を仕切る財政課としては、やはり10年たったというふうなこの時点で、新たに見直すべきだというふうに思うんです。予算面で見たら、今言ったようにいろんな矛盾を抱えてます。積算の甘さだけでなく、査定についても、知事のそんたくがあったのかどうか知りませんが、恐らくあったんでしょう。というふうな格好で、予算のお金の面で、これだけ見直すという方針が変わってきているという点が明らかになりました。

もう一つ、人の面ということで聞いていきたいと思います。

実は、県職員の職務専念義務の免除というのがあります。人事課に聞きますけれども、この職務専念義務の免除について、この文化立県とくしま推進会議の絡み、とくしま文化振興課の絡みで言ったら、どういうふうな流れになっていますか。

梅田経営戦略部次長

職務専念義務の免除について、山田委員より御質問を頂いております。

職務専念義務につきましては、地方公務員法第35条に規定されているものでございまして、その中で、職務専念義務を免除する特例ということで、法律又は条例に特別な定めが

ある場合ということが規定されています。

こうしたことから、県において、職務に専念する義務の特例に関する条例というのを定めまして、その第2条第3項に、人事委員会が定める場合、あらかじめ任命権者又は任命権者が指定する者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるという規定がございまして、この規定に基づき人事委員会が決めました、職務に専念する義務の特例に関する規則の第2条第1項第5号におきまして、県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事する場合に、職務専念義務を免除できることとされております。

この職務専念義務の免除につきましては、徳島県事務決裁規程におきまして、部長の共通専決事項とされておりますことから、団体等を所管するそれぞれの部局、この場合でありますと、県民環境部において判断をして、承認をしているものでございます。

山田委員

来週の委員会でも聞くんですけれども、今言われた中の職務専念義務の免除を実は、とくしま文化振興課で聞きました。ペーパーを頂きました。

驚くことに、職務専念義務の免除を受けている職員数は、15名。とくしま文化振興課のほとんど全部です。そんな状況です。とくしま文化振興課職員の全員が、職務専念義務の免除になっている、承認を受けているということになったら、通常この補助金の申請をする、文化立県とくしま推進会議の事務局と、補助金の交付決定をする、とくしま文化振興課が同一ということも起こり得ますよね。

こんな仕組みでいいのかというふうに思うんです。これは来週の委員会でも聞くんですけれども、一般的に人事課、人事を担当する部局としては、この状況については異常だ、問題点ないというお考えですか。

梅田経営戦略部次長

改めて、職務専念義務の免除について御質問を頂いております。

職務専念義務の免除を行うに際しては、あくまでも先ほど申しましたように、特例ということでございまして、県職員としての本来業務に支障を来すことがないように十分に注意すること。それから、県行政を効果的に推進する上で、その地位を兼ねることが特に必要と認められるかどうかを厳正に審査し、判断を行うこととしておりますことから、この場合でありますと、県民環境部において、適切に行われているものと考えております。

山田委員

さっき言ったように、予算の面でも、お金の使い道でもちょっとおかしい。そして、組織の面、人の面という面でも異常だという状況ですね。そうしたら当然、県の構造的な体質に問題があるんじゃないかと、私は思うんですよ。

ここは是非とも、部長に答えてほしいんですけれども、さっき言ったように、予算の流れ、予算編成方針とも明らかに違う方向へお金が出ている、いろんな理由はつくでしょう。しかし、県民の皆さんはおかしいと思っている。また人事の面、さっきの人の面で、丸ごと、とくしま文化振興課が職務専念義務の免除になる。余りにも異常ですよ。お金の

流れ、そして人。これは構造的な問題がこの背景にあると、私は思うんです。会長・幹事長会のときに部長はこの問題に対して、見直しを含めて、当然、県民環境部とも議論しながらということを言いましたけれども、この公金を取り仕切る部長として、この状況をどういうふうに認識し、またどのように変えていこうとされているのですか。お答えください。

大田経営戦略部長

山田委員から、文化に関する基金についての、ちょっと構造的な問題というのが何を指しておられるか定かでないんですけれども、私が会長・幹事長会におきまして、見直すべきところは見直すという話をさせていただきました。

それが、具体的にどういう見直しのことを申し上げているかということは、これまでも本会議や、また委員会においても、知事や担当部から説明申し上げておりでありますので、特に私からそれに付け加えることはないことでございまして、むしろそういった見直しについては、経営戦略部としても協力してまいりたいと思っているところでございます。

いずれにしても先ほど来、御質問があった事項は、私どもとしては、次長や課長から答弁申し上げておりますとおり、適正に法令に基づいて行っておるという認識に立ってございますけれども、より一層、必要な説明責任を果たしていくといった形で、県民の皆様には、御理解を頂くという姿勢を続けてまいりたいと考えてございます。

山田委員

今日質問したように、予算面でも編成方針と大いに違う。それも額が大変大きくなっています。積算も甘かったけれどもということで、いろんなやり取りもしましたけれども、査定のほうも一体どうやったのかという検証もされていない。お金の面でも、異常さが明らかになる。

また、人の面ですね。それをつかさどる人の面でも、とくしま文化振興課が丸ごと、職務専念義務の免除と。こんな課は、恐らくほかにはないと思うんですけれども、余りにも異常ですよ。

これは、少なくともこの基金、文化立県とくしま推進会議ですね。基金は分ける、基金をやめる、職員がする。県の職員がやっとなですから、何の不自由もない。何でこんなややこしい制度をつくったのかってところが肝になると思います。

私はその面では、やはり最終的には、文化の思いの強い知事のほうの意向が働いてこういうふうになった。皆さんもそれについて、知事がこうやって言ったら、ノーと言えない今の徳島県の体質というのがあると思います。

いずれにしても、月曜日にまた県民環境部関係の委員会で議論していかなんといけない。そこで議論をしていきたいと思えます。

山西委員

度々、財政課長が答弁されている中で恐縮でございしますが、私も財政課長にお伺いいたします。

先般、県が初めて20年定時償還債を発行するという事で、報道がありました。市場交付債としては初めて償還期間が20年ということと、主幹事方式も初めて採用ということでございますが、このことについてもう少し詳しく御説明をまずお願いしたい。

岡本財政課長

山西委員より、主幹事方式で発行します市場公募債について御質問を頂いたところでございます。

本県の市場公募債でございますけれども、近年は年間350億円発行しておるところでございます。そのうち250億円が全国の地方公共団体が共同して発行する、共同発行市場公募地方債となっておりまして、100億円のほうは個別債ということで本県単独の発行ということでやってきておったところでございます。

これまでにつきましては、10年の満期一括償還ということで、いずれも350億円ということで発行しておったところでございます。10年の満期一括償還につきましては、投資家層が厚いというようなところもございまして、安定的な資金調達が可能となるシンジケート団方式で銀行、証券会社を併せて19社ということで、いわば広く薄くという形で安定的な引受けで発行してきたところでございます。

今回の取組につきましては、昨年度策定をいたしました財政構造改革基本方針におきまして、市場環境に応じた機動的な資金調達が可能となるよう、多様な資金調達方法を組み合わせ、より効果的な資金調達をとれるということにさせていただいたところでございます。350億円のうち50億円はフレックス枠というようなことで、いろんな市場環境を見ながら発行できる枠ということで設定をさせていただいてございます。

その50億円のフレックス枠を活用いたしまして、主幹事方式と言いますのは、証券会社2、3社で引受けを行うような方式でございまして、より市場環境を踏まえて地方債発行が可能となるような方式でございまして、現在の金利環境などを踏まえまして、超長期ということで20年の定時償還債を発行するという事で今、取組を進めさせていただいております。

山西委員

なぜ、今回このような発行をしたのか。県の狙いや、発行方式でのメリットがあれば、御答弁を頂きたい。

岡本財政課長

今回の取組のメリットというところで、御質問いただいております。

非常に大きな流れでは、地方分権の推進というところで県の自己責任によります、市場からの資金調達を推進するというような大きな流れがある中で、市場公募債の発行ということでさせていただいておりますけれども、平成28年1月に日本銀行のほうで、マイナス金利政策の導入を決定されたということでございまして、それ以降、金利が非常に大きく低下をしてきておるところでございまして、20年であったり、超長期というところも金利水準が非常に下がってきたというようなところがございます。

また、定時償還ということで、定時償還で毎年度、元本償還が進むというようなところ

でもございますので、低金利で利払いが少なくなるということもございますし、10年の満期一括償還ですと、10年後に借換えを行うようなところもございますが、借換え時の金利変動リスクを避けるというようなことも可能でございます。毎年度、元本償還が進むということで、総利払費の低減、公債費の抑制につながるというようなメリットがあるということで、今回の取組を進めるという判断をさせていただいております。

山西委員

一つ気になるのは、具体的な発行のタイミングであります。いろんな市場環境を見ながら、適切な、一番有利なタイミングを見計らって発行するというところになるのかなと思いますが、具体的なタイミングをどのように考えていらっしゃいますか。

岡本財政課長

具体的なタイミングということでございます。

現在、新聞報道などでもあったかと承知をしておりますが、最速で7月に発行ということで準備を進めてございますけれども、具体的にいつにするかというところは、主幹事であります証券会社を含めまして、具体的な検討を行っておるところでございます。

発行時期につきましては、類似の地方債の発行予定などを勘案した上で、安定した本県の県債の引受けが実現できるタイミングでございますとか、あとは、日本銀行、アメリカといったところで金融政策を決定する会合等がございまして、そういったいろんな経済イベントがあるときは、金利変動、金利が大きく変動するリスクがあるというような可能性もございますので、そういった可能性のあるところを避けて、安定的に発行できるタイミングが望ましいというようなところも考えてございます。

具体的にというところかと存じますが、そういった経済イベントでありますとか、他県債の動向などを踏まえた上で、7月前半を軸に主幹事と協議を行いながら、最終的な発行時期を判断していきたいというふうに考えておるところでございます。

山西委員

資金調達が多様化、それから答弁でもございましたように、日本銀行のマイナス金利政策により低金利で資金調達できる好機を生かして公債費の抑制につなげるという意味では、このような取組は一定の評価ができるんじゃないかというふうに思います。

ただ、やはり起債許可団体を脱却したとはいえ、県の財政状況としては依然厳しい状況にあるという意味では、今回の取組をはじめ、これからいろいろな工夫をしていかなければならないと思います。

今後、持続可能な財政運営を行う必要があると思いますので、最後に財政課長の決意をお聞かせいただけたらと思います。

岡本財政課長

山西委員より、厳しい財政状況の中、いろいろ工夫していく必要があるだろうということでお話を頂いたところでございます。

委員からお話のとおり、本県につきましては、実質公債費比率が昨年度16.7%というこ

とで起債許可団体を脱却したというところではございますが、全国の状況を見ますと、依然として高い水準にあるというところでもございます。

また、本県の財政につきましては、交付税でありますとか、国の補助金なども含めて、いろんな、国の動向の影響を受けやすい財政構造というところがございます。

一方で、やらなければならないことというのは、防災対策の推進でありますとか、地方創生といったところで山積をしておりますので、バランスのとれた持続可能な財政運営を行いながら、強じんできなやかな財政基盤を確立するということが不可欠というふうに思っております。

昨年度、今年度から平成31年度までの財政構造改革基本方針を策定させていただきまして、目標も定めてございます。これらの目標をきちんと達成できるように、今回の取組を含めまして、様々な歳入歳出改革に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

山西委員

是非、今後とも事業の重点化を図りながら県債の新規発行を抑制して、今回の市場公募債など工夫をしっかりとやっていただいて、資金調達の多様化や効率化を行っていただきたいと思います。財政運営のマネジメント機能強化による公債費の抑制に、これからも引き続き緊張感を持って、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

話は変わりますが、先般、議案第22号、知事等の給与に関する条例の一部改正について、追加提案されました。この条例の議案の提出者として、是非、部長に確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

知事が、今回のとくしま記念オーケストラの一連の問題で、ボーナスを返上したということでございます。私の認識は、ボーナスを返上したからといって、この問題が幕引きということにはならないと考えておりますが、その認識で良いかどうかお伺いします。

大田経営戦略部長

今、山西委員から御指摘の件につきましては、一昨日の一般質問の後に取材を受けた知事から、これは幕引きではないと、これからしっかりと取り組んでいく決意としてのボーナスの返上だと申しておりますので、正にそのとおりだと感じてございます。

山西委員

なぜこのような議案を提出したのか、改めて部長の見解をお伺いしたいと思います。

大田経営戦略部長

これは、提案理由でも申し上げましたとおり、今回のとくしま記念オーケストラ事業に関しまして、県民の皆様に御疑念を抱かせ、また御心配を掛けたことに対する、それを解消していくという決意の証しとして、返上することにしたということでございます。

山西委員

今の部長の答弁ですと、本質的な責任は県にはないと、あくまでも県民の皆さんに迷惑

を掛けたという責任を認めてボーナスを返上したというふうに聞こえますけども、そういう認識でよろしいですか。

大田経営戦略部長

この提案理由につきましては、先ほど私から答弁で申し上げたとおり、心配を県民の皆様に抱かせた、そこに対する解消のための決意ということでございますので、そのとおり御理解いただければと思います。

山西委員

私には、ちょっと理解に苦しむところがあります。普通、知事が1回分のボーナスを全額返上するっていうことは、相当なやはり重い決断があったと思うんですね。疑念を解消する決意の意味を込めたと言っておりますけれども、私はこの決意の意味っていうのがちょっと理解ができないというか、理解に苦しむところでございます。別に疑念を解消する決意の意味ということでありましたら、わざわざボーナスを返上しなくても淡々と疑念を解消してくれれば、別に県民はそれでいいわけでございますので、いったい疑念を解消する決意の意味を込めたということ、この意味を改めて部長にお伺いしたい。

大田経営戦略部長

やはり、知事が取材を受けた中でも申し上げてございますけれども、むしろ、この期末手当を県民の皆様に一度お預けをするという気持ちで、そういった中で、知事がしっかりと仕事に、その心配あるいは疑念の解消に取り組んでおるかということを、引き続き県民の皆様にも見ていただく。そういった思いでございますので、御理解を賜ればと思います。

山西委員

ボーナスをお預けするっていうのは、どう受け取ったらいいんですか。もう返上したってことですけど、気持ちとしてお預けしたということですか。

大田経営戦略部長

これも、取材の中で知事から発言されてますが、預けるというのは返してもらうということではないわけございまして、むしろ山西委員が質問でおっしゃったとおり、これが幕引きではないんですと。これから県として取り組んでいくんですと、むしろ皆様にその様子もしっかりと見ていただくという意味を込めての預けるという言葉と、私としては理解してございます。

山西委員

分かりました。引き続き、しっかりとチェック機能を果たしてまいりたいと思います。

庄野委員

久しぶりの総務委員会なんで、何点かお聞きしたいと思います。

細かい数字はお聞きしませんけれども、私は、超過勤務の縮減というのが県庁全体の大きな課題だということに思っております。特別な部局に超過勤務が集中しておるっていうふうなことも聞きますし、また人事異動にしても、私が過去から感じることは、やはり技術職員と事務職員との人事交流がやられてますけども、そこら辺の業務の継続性についての状況がどのような認識にしているのか。

いろんな職種を経験するっていうことはいいと思うんですけども、ずっと知事部局におって、今年初めて五十何歳で企業局へ異動したっていう職員もおいでたり、これは悪いことではないんですけども、そういう人事異動がいいのかどうか。ベテランになって、自分が過去に経験していた業務を、課長補佐とか課長になって、また経験していく。ある程度は、県内の状況、また市町村とのお付き合い等々分かるんですけども、余りにもそういうふうなことが、少し粗っぽくやられているんじゃないのかなという気が若干しております。そこら辺の人事異動の在り方と、業務量の増加の関係とか、そういうふうな部分が、私の取り越し苦労であればいいんですけども、何か最近、超過勤務が多いつていうこともお聞きしております。

超過勤務のし過ぎで、メンタルなことで休養する職員もおいですることも知っております。そうした方々が、一時も早く職場に復帰できるような取組をしていることも存じ上げてますけども、そこらを今後、ここにおられる管理職の方々は、超過勤務をいかに減らして、業務を効率よく遂行していくかっていうことを、常々、考えていくことが必要だろうと思うんです。

まして、正規の職員も、かなり減っています。臨時の職員とかが、かなり多くのカバーをしてるっていうのも存じ上げているのですけども、そこらの部分が皆さん責任感がありますから重荷となって、やらざるを得ないというような形で、体まで壊したんでは困りますんで、管理職の皆様方の超過勤務の縮減に向けた意識改革を促すこと。それから、マネジメント能力を十分に発揮するということを、どのような形で今後、更に取組を進めていくのということを、私が今、少し状況も申し上げた部分で、こういうふうにしていきたいということがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

梅田経営戦略部次長

庄野委員から、超過勤務の縮減等について御質問を頂いております。

まず、超過勤務につきましては、委員がおっしゃいましたとおり、近年、増加傾向にあるというところでございます。ただ、人事異動につきましては、3,000人体制を目指すということがございまして、総務事務の集約化であるとか、スタッフ的な管理職の廃止、それから業務棚卸しの取組などの業務見直しを行い、業務の削減を行う中でございますけども、事務・技術の垣根を超えた職員の内部流動も踏まえて、適正な人事配置に努めているところでございます。

委員から御指摘のありました、人事異動の在り方ということで、今まで経験してきたことのない職場に配置される場合があるというところでございますけれども、これにつきましても、やはり職員数を削減していく中で、ある程度、ジェネラリストとしての能力も高めていただく必要があるということもありまして、長年勤務いただいた場所から異動いただくこともあるということもございます。

ただ、御指摘のように、事務のやり方とかそういうのを引き継いでいくという意味では、ある程度、同じ場所に勤務するということも必要であろうかというふうに思っておりますので、今後におきましてもジェネラリストを養成するということとともに、スペシャリストのほうもつくっていくと、両輪で異動のほうは考えていきたいというふうに思っております。

超過勤務の縮減に向けての取組でございますけれども、昨年度の委員会でもいろいろ超過勤務の縮減について御質問を頂きまして、その中で、働き方改革推進部会というのをつくりまして、若手、中堅職員に入っていただき、その中の意見を踏まえて今年度、知事部局を対象とした、働き方改革推進方針というのを策定いたしております。

また、知事をトップとして各部長に集まっていたきまして、5月31日に、とくしま・イクボス宣言を実施したところでございますけれども、その際には各部局における、働き方改革宣言というのを部長のほうから行っていただきまして、各部局の部長さんをはじめとするトップマネジメント機能を生かして、超過勤務の縮減をはじめ、休暇の促進等、これまでの働き方改革、働き方を大きく見直すというのを全庁を挙げて推進していくところでございます。

庄野委員

よく分かりました。最近、思いますのは、業務の形態が広域的になってきています。関西広域連合に加入してますけれども、広域的にまず物事を考えなければいけないということが各部局においても言えると思います。

それと、南海トラフの地震、津波、中央構造線の地震対策等々、やっぱり防災の対策関係が県と市町村、それからいろんな各種団体や協同組合、そうしたところとの調整等々も、かなり綿密に行われておりまして、業務も多様化といえますか、多くの方々と接してつくっていかなければならない計画、方針等々もあると思います。

そうした意味では、大変だなというふうに思いますけれども、やっぱりある程度の職員の確保というのは、私は必要だと思っております。今現在の県職員を見てみましても、これは市町村も同じで、市役所も役場の職員もそうですけれども、やはり非正規雇用の労働者が庁内にも増えてきています。それぞれの方々が責任を持って、非正規雇用だろうが正規雇用だろうがやられとんですが、これは一つ間違えれば、データの漏えいだったり、また個人のプライバシーの部分だったり、やっぱり注意するところは、きちんと注意してやらなければいけないということは、これは当たり前でございます。ある程度の必要な部署には必要な人員を配置するということは、事務事業の消長ということでやられてはおりますけれども、きちんと行政サービスと県が津々浦々で、公正なサービスを提供するための人員が必要だということを認識していただきたい。

あと、研究部門とか農業の関係なんかでも、非常に有能な人材が職員でおりますけど、一つの研究とか農業で能力を発揮して、その方が頑張って、ずっと農家の人と関わりながら頑張ってこられた結果、例えばレンコンの普及だったり、畜産の阿波尾鶏もそうですけれども、そうした地道な研究とか、地元の方とのつながりが県のアピールにつながるし、県内で一生懸命働いておられる方々の収入アップにつながるっていうようなことも随分ございますので、そこらは人事当局として、そういう全般的な部門を押さえて、人事異動は

やっていただきたいというふうに思っております。

次に、ワーク・ライフ・バランスです。仕事をしていくというのは家庭と地域が、やっぱり両立していけるような、そうしたワーク・ライフ・バランスの徹底というのも非常に重要です。職員厚生課の仕事も多く責任がありますが、やっぱり職員の方々も地域で暮らしている住民です。だから地域での、例えばPTAに出かけたり、行事に参加をしたり、そういう地域とのつながりっていうことも私は重要じゃないのかなって思っております。地域との関わりっていうのは、県の職員とか先生とかは業務で忙しいんですけども、そうしたつながりもできるような余裕が少しでも、帰って地域と関わりもできるような仕事の働き方を、改革をしていただきたいと、私の思いであります。

そのことに対してのコメントも少し頂いて、次の質問に移ります。

梅田経営戦略部次長

私どもとしても、職員のワーク・ライフ・バランスの実現というのは、極めて重要な課題であるというふうに考えております。その中でも、先ほども申しました超過勤務の縮減というのが一番大きな課題であるのではないかということで、そこに重点的にまずは取り組んでおるという状況でございます。

それと、委員がおっしゃった、職員が地域貢献活動に参加するということの意義でございますけれども、私どもとしてもやはり、単に職員の活動が地域社会のためになるというだけでなく、職員が地域社会の現状を肌で感じまして県政策に反映させることができるという点については、いわゆる県民目線、現場主義という点で、県にとっても非常に有意義であるというふうな認識は持っております。その中で、職員の社会貢献活動を促進するというところで、ボランティア休暇制度というのも設けておりまして、そういう職員が自発的に、かつ、報酬を得ない活動について支援していくという体制をとっておるところでございます。

ただ、まだまだ、それが十分活用されていないというところもございますので、より一層、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を果たしまして、地域貢献活動もできるよう、努めてまいりたいと考えてございます。

庄野委員

よろしくお願いします。次に、再任用の県の職員に対する雇用の対策についてお聞きしたいというふうに思います。

県の職員が60歳で退職をして、再任用、再雇用ということで、県庁とか出先の機関に雇用されておりますけれども、民間企業なんかでしたら、希望する労働者の方には65歳までの再雇用をしているというふうな現状が、県内の民間企業で約8割ほどあるということでございます。希望する意欲と能力のある県の職員についても、65歳まで雇用の道を広げてあげたらどうかというふうに、私も思うんですけども、現状をお聞きをすると、基礎年金が頂けるまでの無年金の期間のみの任用ということになっておるとお聞きしとるんです。

これらについて、少し研究してみたら、多くの都道府県では希望する職員に65歳まで雇用の道をつくっているというふうに言われとるんですけど、その認識でよろしいですか。

現状は、徳島県の場合は65歳までの雇用っていうのを認めていないというか、出来上がっていないというふうにお聞きしているんですけども、65歳まで希望する方については、雇用という道をつくってあげたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そこらの現状と課題がどうなっとるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

梅田経営戦略部次長

再任用の制度について、御質問を頂いております。

まず、制度について若干御説明をさせていただきますと、平成25年度以降、公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴いまして無年金期間を雇用でつなぐ、いわゆる雇用と年金の接続というのが課題となっておりまして、我々公務部門においては、平成25年の3月、国家公務員について再任用により雇用と年金の接続を図ること、それから新規採用を適切に実施するため、短時間勤務による再雇用も雇用と年金の接続手法として取り入れることといった方針が、閣議決定されまして、その後、総務省から地方公務員についても、地方の実情に応じ必要な措置を講じるよう要請されるということで、通知文書が発出されたところでございます。

県におきましては、これに先立つ平成24年度より新規採用を安定的に確保して、多様な働き方の選択も可能な、短時間勤務による再任用を雇用と年金の接続の手法として取り入れるよう、国に提言してきたところでありまして、本県においては平成26年度から雇用と年金の接続に係る再任用制度につきましては、短時間勤務とすること、委員からお話がありましたように無年金期間に限った任期とするということを原則として、現在、運用しているところでございます。運用に至った経緯はそういうことでございます。

現在は、平成28年度より無年金期間が2年ということになっておりますので、平成28年度の再任用職員からは2年間、62歳まで再任用ということにしておるんですけども、これを65歳まで、いわゆる段階的引上げの期間中に65歳まで再任用するということについては、まず65歳に引き上げられるまでの間に、多くの再任用職員が公務内にとどまることとなりまして、総人件費の抑制、あるいは職員の年齢構成の是正を図るという観点において課題があるというふうに認識しているところでございます。

庄野委員

総人件費の抑制というようなこととか、再任用の職員が増えるというふうな懸念、それは分らんわけでもないんですが、他県では、徳島県と鳥取県以外は全て65歳になるまで希望する者は雇用するというふうなことになっとるというふうにお聞きしとるんですが、これは、私の認識が間違うとんですか。

梅田経営戦略部次長

今の再任用制度で65歳まで任用している団体についてでございますけども、私どものほうが平成28年4月に調査した結果で申し上げますと、47都道府県の中で、6県未回答だったというところでございますが、41都道府県中、本県と島根県は、いわゆる無年金期間、任用になっております。

それと、秋田県につきましては、一部の職員を65歳まで任用して、その他の職員は63歳

ということになっているとお聞きしているところでございます。

庄野委員

先ほど申し上げたんですけれども、県の職員時代に、例えばいろんなノウハウ、スキルを持った優秀な職員を、今の段階だったら、63歳がきたら、辞めてくださいというふうなことになるざるを得ない。

けれども、65歳まで雇えるような道をつけている県がたくさんあるんですから、それを当局が判断して、この職員はやっぱり、もうちょっと皆さんの指導とか、そういうスキル伝達のために必要だと判断したら、たとえ今64歳であろうが65歳であろうが、県にプラスになると思えば、雇っていただいてもいいんじゃないですか。平成28年度に辞めた人は62歳まで、平成29年度に辞めた人は63歳までというふうに、しゃくし定規に区切らなくても、大多数の県が65歳まで雇うという道をつけている以上、本県もそれにしたらどうですか。雇うほうは人事ですから、そちらに権がありますから、あなたは要りません、あなたは欲しいですと、してあげたらどうですか。

梅田経営戦略部次長

庄野委員からノウハウ、スキルを持った職員を65歳まで雇ってはどうかという御提案かと思います。先ほど申しましたように、総人件費の抑制、それから職員年齢構成の是正を図るという観点から、課題があるという認識をしているというところでございます。

一方、今、委員からお話いただきましたように、再任用職員が培ってきた能力や経験というのを生かしていくという方法があるかと思います。近年、先ほども御指摘を頂きました増加傾向にある超過勤務の縮減であるとか、組織執行力の維持向上にどう生かしていくのかという課題もあることも認識しているところでございます。

こういうことから、他県の運用状況というのにも研究しながら、再任用職員の持つ能力や経験を生かすことができる業務への配置でありますとか、任用期間につきましても、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

庄野委員

よろしくをお願いします。警察のほうも同じ運用ですか。警察官って、結構捜査とか指紋を採ったりいろいろするんで、スキルがある人がたくさんいて、その方が退職しても警察官の中に残っていただいて、後進の指導とか研究に当たったらどうですかということ言うたことがあるんです。

警察職員も同じルールで、再任用をやられてるんですか。

梅田経営戦略部次長

警察の再任用については、申し訳ございません。承知しておりませんので、制度については分かりかねるところでございます。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

よって、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、
議案第12号、議案第13号、議案第20号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

それでは、請願第12号「業者婦人の働きを認めない差別的税制，所得税法第56条の廃止について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

大田経営戦略部長

請願第12号「業者婦人の働きを認めない差別的税制，所得税法第56条の廃止について」に関しまして、御説明させていただきます。

国税である所得税法第56条は、事業者が生計を一にする配偶者やその他の親族に支払った給与は必要経費に算入しないと規定されておるところでございます。

この規定がございますために、家族従事者は自家労賃が社会的に認められず、社会的・経済的にも自立できない状況となっておりますことから、業者婦人などの家族従事者が一人の人間として人権が尊重され法の下に平等であるために、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出願いたいというものでございます。

一方で、所得税法第56条には特例が存在し、青色申告事業者につきましては、同じように親族に給与を支払った場合には、その全額を必要経費に算入する、また、白色事業者につきましても、配偶者であれば86万円、それ以外の専従者であれば50万円の事業専従者控除が認められているところでございます。

なお、この所得税法第56条につきましては、本年3月に公布されました、平成29年度税制改正に関する所得税法等の改正におきましては、規定の見直しが行われておらず、引き続き、財務省において、検討がなされている状況にございます。

井川委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「不採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

【請願の審査結果】

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第12号

以上で、請願の審査を終わります。

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時29分）